

平成27年度 第2回足立区労働報酬審議会 議事概要

開催日時 及び 場所	平成27年12月25日（金） 10時00分～11時30分 足立区役所11階 入札室
出席委員	渡部典子 会長 澤江紀子 副会長 田中克己 委員 設楽潔 委員 伊藤好磨 委員 中村修一 委員
審議案件	1 第1回審議会での要望事項について 2 平成28年度労働報酬下限額（案）について
議事概要	
・委嘱について ・会長及び副会長の選出について ・会議の公開について ・第1回審議会での要望事項について	<ul style="list-style-type: none"> 委員の任期満了に伴い、総務部長が区長代理として再任された委員に委嘱状を交付。 渡部委員を会長、澤江委員を副会長に選出。 議事のうち、労働報酬下限額に関する事については、率直な意見の交換を促すために非公開としたほうが良いのではないか。（会長） —各委員了承— <p>①労働者への賃金支払い状況について 第1回審議会で提示した労務台帳の写し（工事請負契約3件、業務委託契約1件、指定管理者協定1件）に、委員から要望のあった事業者控え分（支払賃金内訳）を追加し、改めてその内容を事務局が説明した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働報酬に社会保険料は含まれているのか。（委員） ⇒「足立区公契約条例の手引」の注意事項のとおり、労働報酬は税金や社会保険料の控除する前の金額である。（事務局） 業務委託契約の労働報酬下限額は、前年度の臨時職員単価か。（委員） ⇒（当該業務委託契約は準備期間を含めた前年度に締結されているので） 契約締結年度の労働報酬下限額が適用される。（事務局） <p>②一人親方の実態について 当区に提出された施工体制台帳等で実態の把握は難しいので、今後実施するアンケートに質問を設けること、集計結果は次回の審議会で報告することを事務局が説明した。</p> <p>③熟練労働者と熟練労働者以外の労働者に比率について 実態の把握に適切な資料がないので、今後実施するアンケートに質問を設けること、集計結果は次回の審議会で報告することを事務局が説明した。</p> <p>④労働報酬下限額と積算単価について 設計図書は、労務単価が明示されている箇所が少ないので全て確認できな</p>

	<p>いが、交通誘導警備員の単価は東京都公共工事設計労務単価と同額であることを事務局が説明した。</p> <p>⑤アンケートの実施について</p> <p>年度内に実施する、事業者向けと労働者向けのアンケートの内容について事務局が説明した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート用紙は労働者に直接渡すのか。 (委員) ⇒直接渡す予定であるが、配布方法と回収方法は検討する。 (事務局) ・労働報酬下限額は時間単価なので、労働者にアンケート用紙を配布する際に日給が分かるものを配布しないのか。 (委員) ⇒補助資料については検討する。 (事務局) ・退職金制度などは労働法上の問題であるが、公契約条例が定める労働条件や労働環境の実態等を把握する上で、事業者向けアンケートの設問に加えられないか。 (委員) ⇒設問は公契約条例の内容の範囲内としたい。 (事務局) <p>⑥第2回公契約等審議会における質疑について</p> <p>第1回労働報酬審議会の審議事項の概要を説明したところ、公契約等審議会委員からは職種の区分や、契約ごとに労務台帳の労働期間の違いなどについて、質問があったことを事務局が説明した。</p> <p>・平成28年度労働報酬下限額(案)について</p> <p>工事又は製造の請負契約に係わる労働報酬下限額の勘案基準について、工事又は製造の請負以外の請負の契約及び指定管理者協定に係わる労働報酬下限額の勘案基準について、他自治体の状況について、事務局が説明した。</p> <p>①工事又は製造の請負契約に係わる労働報酬下限額について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多能工は雑工とは異なり、技術水準の高い労働者労働者を指すのではないか。 (委員) ・複数の仕事をこなす労働者に、安い単価が適用されないか懸念している。 (委員) ・多能工は主に請負った職種の単価が適用されるべきではないか。 (委員) ・事業者が最も安い単価の職種に当てはめることはないとと思う。 (委員) ⇒複数の仕事をこなす労働者に関する職種の区分について、元請業者から質問があったので多能工を提案したが、来年度以降も職種の区分は事業者の判断としたい。 (事務局) ・工事請負契約に係わる労働報酬下限額の勘案基準は、事務局案どおりで良いか。 (会長) －各委員了承－ <p>②工事又は製造の請負以外の請負の契約及び指定管理者協定に係わる労働報酬下限額ならびに労働報酬下限額の適用年度について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働報酬下限額(案)の950円は昨年を上回り賛成である。臨時職員単価の事務補助Bはあるのか。 (委員) ⇒事務補助Bは事務補助Aが17時以降就労した場合の単価で、平成27年度の単価は1050円である。 (事務局) ・野田市は、建築保全労務単価を勘案基準の指標の一つに取り入れている。エレベーター保守管理など専門的な職種ごとに複数の下限額を導入しても良いのではないか。 (委員) ⇒野田市の場合は条例の適用範囲が広く専門性が高い業種も含まれるが、足立区の場合は適用される業務委託契約の内容に大きな差がないため一律にしている。 (事務局)
--	---

	<ul style="list-style-type: none"> 工事又は製造の請負以外の請負の契約及び指定管理者協定に係わる労働報酬下限額の勘案基準は、事務局案どおりで良いか。（会長） —各委員了承— <p>工事又は製造の請負以外の請負の契約及び指定管理者協定に係わる労働報酬下限額の適用年度について、平成28年度以降の取扱いを事務局が説明した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働報酬下限額の基準年度は契約年度であるので仕方がないが、契約日が3月31日で業務開始は新年度の場合でも契約年度の下限額が適用される点については検討してもらいたい。 ⇒来年度以降締結する契約や協定の取扱いとして、2月や3月に契約を締結した場合、年度内は契約年度の単価であるが、4月以降は新年度の下限額を適用することに変更する。 <p>また、これまで締結した契約や協定の労働報酬下限額よりも最新の最低賃金が上回った場合、その年度以降の労働報酬下限額は最新の最低賃金とする。（事務局）</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事又は製造の請負以外の請負の契約及び指定管理者協定に係わる労働報酬下限額の適用年度については、事務局案どおりで良いか。（会長） —各委員了承—
・その他意見	<p>①公契約条例の運用にあたり改善を要望する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 更衣室やトイレを男女別に設置するなど、女性労働者に対する労働環境整備を進められたい。 社会保険の未加入対策、法定福利費が明記された標準見積書の活用、建設業退職金共済制度の普及徹底を元請事業者に指導されたい。 工事の設計変更に対する柔軟な対応、適正な予定価格の設定と積算の詳細内容の公開、図面契約条項の見直しについても引き続き検討されたい。 <p>②今後の課題として要望する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 他の自治体の労働報酬審議会の開催回数や審議内容を調査されたい。 若年労働者の入職者を増やす方策について研究されたい。 アンケートの集計結果を踏まえ、熟練労働者以外の労働者の基準について検討されたい。 業務委託契約の労働報酬下限額については一律とするのではなく、業務内容に応じた職種ごとの下限額とされたい。